

## 資料④

○平成28年第1回四市複合事務組合議会定例会（平成28年2月16日）

### 議案第3号

損害賠償の額の決定及び和解について

千葉地方裁判所平成26年（ワ）第2418号損害賠償請求事件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

平成28年2月16日提出

四市複合事務組合管理者

船橋市長 松戸 徹

### 記

#### 1 原告

印西市在住 A

#### 2 要旨

- (1) 被告は、原告に対し、本件和解金として2,200,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、本件と同様の事態が再び発生することのないよう、今後も、被告管理下の本施設に対する指導監督を徹底し、適正な施設運営に努めるものとする。
- (3) 原告はその余の請求を放棄する。
- (4) 原告と被告は、原告と被告との間には、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

## 理 由

損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

○令和4年第1回四市複合事務組合議会定例会（令和4年2月16日）

議案第3号

損害賠償の額の決定について

三山園デイサービスセンターで起きた事故による損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定める。

令和4年2月16日提出

四市複合事務組合管理者  
船橋市長 松 戸 徹

記

1 相手方

船橋市在住

デイサービス利用者 A の子

2 要旨

(1) 損害賠償の額は、5,010,500円とする。

(2) (1)による賠償金のほか、当事者間にはなんらの債権債務のないことを確認する。

## 理 由

三山園デイサービスセンターで起きた事故による損害賠償請求について、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

（参考）

- 1 発生日 平成25年7月8日
- 2 発生場所 三山園デイサービスセンター
- 3 介護サービスを受けた者 船橋市在住 利用者A（当時88歳）
- 4 事故の内容

三山園デイサービスセンターにて入浴のため、認知症である利用者Aを介護職員が入浴脱衣室にある木製のベンチに誘導し、脱衣を行おうとした。

その後、利用者Aが歩き出したので、別の介護用ベッドに誘導し着席後に脱衣介助を行った。

脱衣後、介護職員が衣類を4m離れた籠に置きに行くため「座っててくださいね」と声をかけ、その場を離れた間に、利用者Aが介護用ベッドから歩き出し、脱衣室の中央で転倒し右大腿骨頸部を骨折した。

- 5 和解の理由

介護職員が声かけの内容を理解することが困難である認知症の利用者Aに対し、声をかけ、その場を離れたことから、利用者Aに対する安全配慮を欠いたことを認め、50%の寄与度減額を行い5,010,500円の損害賠償を行うものである。

- 6 賠償額

デイサービス利用者Aの子に対して5,010,500円

## 7 保険金による充当

損害賠償金は、組合が加入する全国社会福祉協議会社会福祉施設総合損害補償保険により全額充当される見込みである。